

会 議 録

1 会議名

令和2年度第5回牧区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○報告事項（公開）

(1)牧ふれあい体験農園の休止について

(2)令和2年度地区懇談会について

3 開催日時

令和2年10月20日（火）午後6時30分から午後7時20分まで

4 開催場所

牧区総合事務所3階 301会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委員：西山新平（会長）、飯田秀治（副会長）、池田幸弘、井上光廣、小黒誠、折笠忠一、坂井雅子、佐藤祐子、清水薫、高澤富士雄、横尾哲郎
- ・板倉区総合事務所 産業グループ：関根グループ長
- ・事務局：牧区総合事務所 山岸所長、隠田次長、横尾グループ長、丸山班長、横田主任（以下、グループ長はG長と表記）

8 発言の内容（要旨）

【隠田次長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【西山会長】

- ・挨拶。

- ・所長に挨拶を求める。

【山岸所長】

- ・挨拶。

【西山会長】

- ・会議録の確認：坂井委員に依頼。
- ・本日の報告事項(1)牧ふれあい体験農園の休止について、板倉区総合事務所に説明を求める。

【板倉区総合事務所】

- ・—資料1に基づき説明—

【西山会長】

- ・今ほどの板倉区総合事務所からの説明について、意見等があればお願いする。

【清水委員】

- ・2点ほど質問させてもらう。市内には他にも農村資源活用農業構造改善事業を活用して設置された農園があるのか。もし、あるのであれば活用状況を教えてもらいたい。次に、牧ふれあい体験農園の契約者4名は地区外の方なのかを教えてもらいたい。

【板倉区総合事務所】

- ・市内では、三和区と大島区に同様の農園が設置されている。三和区においては43区画の農地があり、令和2年度は16区画、11人に貸し付けているが、牧区同様に令和2年度末で休止となる。大島区については、東京などの都市住民の契約が殆どであり、都市交流の目的が継続しているため、休止の対象としていない。また、牧区の契約者4名については高田地域の住民であり、休止について了承を得ている。

【西山会長】

- ・ほかに意見等を求めるが無かったため、(1)牧ふれあい体験農園の休止についての報告を終了とする。

(板倉区総合事務所の職員退室)

- ・続いて、(2)令和2年度地区懇談会について、事務局に説明を求める。

【丸山班長】

- ・—資料2～資料12に基づき説明—

【西山会長】

- ・今ほどの事務局からの説明について、意見等があればお願いする。

【井上委員】

- ・地区懇談会では、地域協議会委員も行政の連絡事項等について質問することは可能か。

【山岸所長】

- ・地区懇談会で予定している行政から住民の方々への連絡事項等は今ほど説明したとおりであり、内容について不明な点等があれば本会にて質疑をお願いする。地区懇談会に各委員が同席する理由の1つは、「住民の方々の意見を聴く」ことである。例年、地区懇談会ではフリートークの時間を設けており、参加した住民の方々からは、日常生活における困り事や行政に対する要望など、様々な意見が出されるため、今後の自主的審議事項の課題について協議する際の参考になる。

【井上委員】

- ・住民の方々の意見や要望を認識する場との考えでよいか。

【山岸所長】

- ・そのとおりである。

【西山会長】

- ・後日、各会場で出された意見を取りまとめた資料が事務局より配布されるため、自主的審議事項を協議する際に改めて内容を確認したいと思う。

【丸山班長】

- ・地区懇談会終了後、各会場で出された意見を取りまとめた資料を作成する。資料には住民の方々から出された意見に対する回答も記載する。また、当該資料については、各町内会長を通じて班回覧を行う予定である。

【横尾委員】

- ・マイナンバーカードが保険証として使用できるとのことだが、既存の保険証はどうなるのか。

【横尾G長】

- ・手続きを行うことで、マイナンバーカードが保険証として全国で使用することができる。認証機械が導入されている医療機関であれば、自身の健診情報や薬剤情報を医師と共有することができる。

【横尾委員】

- ・マイナンバーカードさえあれば、既存の保険証は持参しなくてもよいのか。

【横尾G長】

- ・すべての医療機関に認証機械が導入されているわけではなく、順次配備される予定である。このため、認証機械が設置されていない医療機関で受診する場合は、これまでと同様に既存の保険証が必要となる。

【横尾委員】

- ・総合事務所で手続きすることは可能か。

【横尾G長】

- ・可能である。

【西山会長】

- ・バス路線の再編について、冬期間における高尾から宇津俣間の運行はどのようになるのか。

【丸山班長】

- ・冬期間は危険回避のため休止する可能性があるが、詳細は決まっていない。内容が決まり次第、情報提供する。

【飯田副会長】

- ・地区懇談会について要望させてもらう。行政から情報提供などが4件予定されているが、フリートークの時間が十分に確保できるような的確で、かつ丁寧な説明をお願いしたい。

【山岸所長】

- ・承知した。

【西山会長】

- ・例年、フリートークの時間に陳情している方が居る。陳情については、後日、町内会長から総合事務所へ相談するよう予め冒頭で案内するなどの対応をお願いする。

【山岸所長】

- ・承知した。

【井上委員】

- ・市は、民間事業者であるバス運行会社に対して補助金、税金を支出していると思うが、この点についての経緯や、現在におけるバス運行の状況について説明をお願いする。

【山岸所長】

- ・市では、バス利用者数の減少傾向が続いていることから、昨年度「第2次上越市総合公共交通計画」を策定し、地域の実情に合った持続可能なバス運行へと見直しを進めている。利用者がほぼ無い路線はバス運行会社にとって赤字となり、このような状況が続けば最終的に経営が難しくなる。市としても市民の公共交通を確保するため、バス運行会社へ補助金を支出し、バスの運行を支援している状況である。市の財政状況を考慮しながらの支援であるため、バス運行会社と協力しながら利用者が無い路線の廃止やデマンドバスの導入、スクール混乗バス、市営バスなどを取り入れた路線編成に取り組んでいる。一例ではあるが牧区におけるバス路線再編案では、幹線である宮口線は牧小学校までの運行となり、宇津俣方面へはスクール混乗バスや市営バスを運行する予定である。路線が複数となるため乗り換えの手間が生じる一方、車両が小型になることから、これまでバスが通れなかった狭い道路でも通行が可能となり、新たに停留所を設けることで、予約制のデマンドバスではあるが、これまで運行していなかった空白地にバスを走らせることができるといった利点もある。

【井上委員】

- ・バス運行会社に税金を使って補填しているが、停留所の設置や運行経路等は行政が決められているのか。

【山岸所長】

- ・市としては、支出負担の軽減やバス利用者を増やすことなどを観点に、バス運行会社と協議し、決定している。

【西山会長】

- ・牧区内を走るスクール混乗バスとデマンドバスは市が所有する車両であり、一律200円で利用することができる。運転業務は市が民間事業者へ委託し、運転手が派遣されている状況である。宮口線を走る大型バスは緑ナンバーであるが、市が所有する車両は白ナンバーとなっており、保守点検も市が行っている。緑ナンバーの車両を運転するには二種免許が必要となるが、白ナンバーの車両は、規制緩和に伴い一種免許でも運転可能である。派遣される運転手の給与は委託を受けた会社が支払っている。

【佐藤委員】

- ・教育委員会でスクールバスの担当をしていたときがある。スクールバスに一般の人が

乗ることについては、国及び県から許可されている。市がスクールバスを運行する際、最初に行うのが車両の購入であり、「へき地児童生徒援助費等補助金」を活用して購入している。運行にあたっては、一般の方の乗車人数や収入、走行距離、燃料費、人件費などを国へ報告することで交付税として算定される。自分が担当しているときは、スクールバス1台につき約500万円の交付税が支給された。スクールバスの運行は、自治体にとって財政負担の軽減に繋がる。牧区には冬期間に高尾方面へ運行するバスがあるが、これについても国へ追加報告することで交付税算定の対象となる。

【西山会長】

- ・ほかに意見を求めるが無く、(2)令和2年度地区懇談会についての協議を終了する。
- ・続いて、その他連絡事項について、事務局に説明を求める。

【丸山班長】

- ・「11月定例会」について説明。
- ・「牧区地域協議会だより（第50号）」について説明。
- ・「定例会等における資料の事前送付」について説明。

【西山会長】

- ・今ほどの事務局からの説明について、意見等があればお願いする。

【池田委員】

- ・地区懇談会には本日配布された資料を持参するのか。それとも、改めて会場で配布されるのか。

【山岸所長】

- ・本日配布した資料は地域協議会用となっているため、当日配布の資料と資料番号が異なる。最初に参加する会場で資料を受け取り、次回以降はその資料を持参してもらえばよい。

【清水委員】

- ・全国的にクマの目撃が相次いでおり、区内においても高尾などで目撃されているが、対策などは考えているのか。

【横尾G長】

- ・目撃現場が人家のない山間で、集落から1キロメートル以上離れた場所については、クマが生息している区域であることを前提に、防災行政無線での放送などは行ってい

ない。高尾地内の案件については、目撃現場が集落近くの生活道路付近という事であり、防災行政無線等で注意喚起やパトロールを実施した。頻繁に目撃されるようになれば、猟友会に協力を要請するなどの対応となる。

【山岸所長】

- ・県内ではクマの出没、人身被害が相次いでいることから「クマ出没特別警報」が発表されている。総合事務所としても、防災行政無線などで注意喚起を行っている。昨年は荒井地内に罠を仕掛けたが、捕獲することはできなかった。

【折笠委員】

- ・パトロールは実施しないのか。

【山岸所長】

- ・目撃したとの通報があれば必ず現場を確認し、注意喚起の看板を設置するとともに付近のパトロールを実施する。

【折笠委員】

- ・定期的なパトロールはしていないのか。

【横尾G長】

- ・目撃から5日間程度は付近のパトロールを実施するが、定期的には実施していない。

【西山会長】

- ・ほかに意見を求めるが無く、飯田副会長に閉会のあいさつをお願いする。

【飯田副会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

牧区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-533-5141 (内線 147)

E-mail : maki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。